

福島県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます

# 福島県最低賃金

## 産業別最低賃金

下記の業種で働く方に適用されます。(金額は時間額)

輸送用機械器具製造業最低賃金

平成28年12月10日発効 **818円**

自動車小売業最低賃金

〈二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。〉  
平成28年12月11日発効 **815円**

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金

平成28年12月14日発効 **816円**

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金  
〈医療用計測器製造業(心電計製造業を除く)を除く。〉

平成28年12月18日発効 **782円**

非鉄金属製造業最低賃金

平成28年12月25日発効 **831円**

上記の業種であっても、下に掲げる者については、福島県最低賃金(726円)が適用されます。

- 18歳未満又は65歳以上の者
- 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者
- ①～③のほか「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」にあっては、小型電動工具若しくは手工具を用いて行う穴あけ、かしめ、巻線、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務に主として従事する者

# 726円

時間額 平成28年10月1日発効  
※パートやアルバイトにも適用されます。



厚生労働省 福島労働局

最低賃金に関するお問い合わせは福島労働局賃金室 ☎024-536-4604  
又は最寄りの労働基準監督署へ

## 相続登記促進に係る「公開講座」開催について

近時、不動産について相続登記がなされないまま放置されることにより、共有者が多数にのぼり、その実態の把握が困難となるなど、いわゆる所有者不明の土地や建物(空家等含む。)が増加しており、そのことが災害復興やまちづくりのための公共事業

を阻害しているという問題が指摘されています。法務局では、相続登記の必要性・重要性を広く国民の皆様を知っていただくために「公開講座」を開設します。

日時	場所	備考
平成29年1月27日(金) 午前10時から正午	福島市霞町1-52 福島市市民会館 4階音楽室	事前予約要 ☎024-534-2045 先着20人限定
平成29年1月25日(水) 午後1時から午後3時	相馬市塚ノ町1丁目12-1 福島地方方法務局相馬支局 2階会議室	事前予約要 ☎0244-36-3413 先着25人限定
平成29年1月26日(木) 午前10時から正午	郡山市希望ヶ丘31-26 郡山第2法務総合庁舎 4階会議室	事前予約要 ☎024-962-4505 先着20人限定
平成29年1月25日(水) 午後1時から午後3時	白河市郭内1-136 白河小峰城合同庁舎 3階会議室	事前予約要 ☎0248-22-1201 先着20人限定
平成29年1月26日(木) 午前10時30分から正午	会津若松市追手町6-11 会津若松合同庁舎 3階共用会議室	事前予約要 ☎0242-27-1498 先着20人限定
平成29年1月28日(土) 午前10時から正午	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎 5階会議室	事前予約要 ☎0246-23-1729 先着20人限定

※各会場(いわきを除く。)とも駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用願います。

問 福島地方方法務局 ☎024-534-1983

## 「ひろのどこでもe-Books」を開設



広野町が発行している「広報ひろの」や「広野町ガイドブック」、「町勢振興計画」、「東日本大震災の記録」などを、広く普及している「電子書籍化」をすることで、スムーズな読み取りを可能にしました。今後、さまざまな発行物を「ひろのどこでもe-Books」に電子書籍化して掲載しますので、ぜひご覧ください。

※広野町公式ホームページにバナーを設置していますので、クリックして専用ページにアクセスしてください。



電子書籍の閲覧イメージ